

## 総務委員会

平成25年6月19日（水）

午前10時01分～午後1時52分

議会第1会議室

【出席委員】川崎直幸委員長、重松 徹副委員長、松永幹哉委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、中本正一委員、福井章司委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 伊東総務部長 ほか、関係職員
- ・市民生活部 西川市民生活部長 ほか、関係職員
- ・企画調整部 石井企画調整部長 ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について（議案審査）

### ○川崎委員長

おはようございます。これより総務委員会を開会いたします。

最初に申し上げます。当委員会は会議録作成支援システムを使用しております。発言される方は必ず挙手の上、委員長の指名を受けてからマイクにある青いボタンを押して、御発言ください。なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消すために押す必要はありません。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了時までには申し出てください。

審査の前に、4月に人事異動がっておりますので、対象職員の紹介をお願いしたいと思います。まず、支所長からお願いしたいと思います。

### ◎職員紹介

#### ○川崎委員長

支所長は、他の委員会でも職員紹介がございますので、ここで退席されて結構でございます。

◎支所長退室

○川崎委員長

続きまして、出納室及び監査事務局は今回提出議案等がございませんので、この場で紹介をお願いしたいと思います。

◎職員紹介

○川崎委員長

それでは、審査日程に基づき、付託議案の審査に入りますので、総務部以外の職員は退席されて結構でございます。

◎総務部職員以外退室

○川崎委員長

初めに、人事異動に伴う総務部職員の紹介をお願いしたいと思います。

◎職員紹介

○川崎委員長

審査に関係のない職員は退室していただいて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○川崎委員長

それでは、総務部に関する議案審査を行います。

まず、第44号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第44号議案 市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例 説明

○川崎委員長

説明が終わりましたので、委員からの質疑をどうぞ。

○松永憲明委員

今の御説明ですと、職員団体との協議で妥結をしているというお話があったわけですが、それは私も十分理解をするわけですが、今般の国のやり方に対してどういうふうに考えられているか、見解をお聞かせください。

○池田人事課長

職員団体との協議の中で、副市長、市長とかの挨拶の中でも触れましたけれども、そもそも給与の決定というのは、労使合意に基づいて各地方公共自治体が決めるものでありまして、今回のやり方というのが、地方自治の本旨に反するやり方であるということで、事前にその旨、労使協議の中とかでも何回となく出しておりましたし、ただ一方で、原資たる地方交付税が実際に減額されるのであれば、何らかの財政措置を行わないと、市民サービス、それから財政に与える影響が大きいということで、苦渋の選択ということで労働団体側のほうにも申し入れたところでございます。

以上でございます。

○松永憲明委員

わかりました。それで、期間がですよ、いつまでだったですかね。来年の3月いっぱいまでということなんですけど、これは国との確認はできているんですか。

○池田人事課長

国家公務員の減額措置も24年、25年の2カ年ということで、交付税の減額措置についても25年、単年度限りということに加えて、国からの減額の要請についても25年度いっぱい、7月からの9カ月間ということになっております。

以上でございます。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第44号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして、第47号議案を審査いたします。

執行部の議案の説明を求めます。

◎第47号議案 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 説明

○川崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんからの御質疑を受けたいと思います。

○西岡委員

非常にいいことだと思っているんですが、これ全体の大きな地図かなんかあってさ、そもそも兵庫南から始まってきたと思うばってん、わかりやすく兵庫南1丁目、2丁目、3丁目、4丁目まであるのかな。今度提案されている兵庫北、これがどういうふうに、わかるような図面があったらですよ。今、太か図面あるね。

(「用意はしています。」と呼ぶ者あり)

ある。

(「はい。今、御指摘の地図については、一応部数を用意しておりますので、今、手元のほうに配付をさせていただきたいと思います。これは平成24年の関連議案の条例の議決の際に、一応別紙で表示したものでございます」と呼ぶ者あり)

ちょっと説明方お願いしてね、道路とか河川とかでこうなっているかなと思うんですが、その辺を含めてちょっと説明してください。

○志満総務部副部長兼総務法制課長

住居表示の実施につきましては、これは住居表示に関する法律がございまして、基本的に区画、例えば軌道の線路でありますとか恒久的な施設、例えば、河川、水路等によって区画された場合には、その区画を基本としまして、住居表示のための街区、これは兵庫北何丁目何番、また符号、その後につく何号、そういうふうな符号のつけ方をしております。

今回、兵庫北区画整理事業の進捗に伴いまして、道路及び水路等で一定の区画が整理

されました。また、兵庫北区画整理事業組合のほうからも今回、住居表示の実施の要請がございまして、住居表示をすることで住民の福祉の向上等が図られますので、今回、住居表示の実施に至ったものでございます。

以上でございます。

○西岡委員

ちょっと図面だけでは非常にわかりにくかばってんさ、例えば、勤労者体育センターがどいかなど。よく見たらわかるんでしょうかね、もう少しさ、例えば、5丁目のときは幾らじゃい——5丁目やなかか、3丁目にあるのか。グラウンドがあるとか、もう少し優しくできんかな、説明。

○総務法制課副課長兼総務係長

補足説明をさせていただきますと、今お手元にお配りをいたしました兵庫北3丁目と書かれました区域、ここに下のほうに大きな道が通っているかと思えますけれども、これの北側に、右から3つがほほえみ館、それからメートプラザ、それから勤労者体育センターとなっております。その道を挟んで南側が佐賀市の児童センターということで、これらの施設の住居表示について今回お願いをするところです。

図面がわかりにくくて非常に申しわけございません。位置については兵庫北3丁目です。すべての施設が兵庫北3丁目のほうにございます。

以上でございます。

○西岡委員

これは地元のほうで名前をつけていただいていると思うんですが、この地元説明会なり何なり、そういう経過を踏まえて名前まで命名されていると思うんですが、その辺の経過、いつごろ地元説明会を開いたなり、その辺のことをちょっと教えてください。

○志満総務部副部長兼総務法制課長

今回の住居表示につきましては、24年の1月及び24年の5月に、まず、市報で広報を行っております。その後、今回、回覧、通知等は既に該当地区については、その後行っております。今回、住居表示が正式に実施されるということになった場合に、住居表示が決まり次第、決定通知を今回8月1日に各該当、個別に住居表示番号の決定通知書を配布をいたします。あわせて、市報にもことしの8月1日に掲載する予定でございます。広報等は適宜その都度、議会上程後及び議決後行う予定でございます。

○西岡委員

その辺はわかるさ。地元説明とかなんとか出向いてから行ったわけでしょう。その辺ばちょっと。

○総務法制課職員

そうしましたら、補足説明をさせていただきます。

平成23年の8月ごろからですね、平成24年の12月、それから平成25年の1月、それから最

後は2月までずっと説明をしてきております。

それから町名、それから町の区割りにつきましても、町名選考委員会ということで地元  
の自治会の方、それぞれに入っただきまして、町の区割り、それから町の名前のほう  
を決定していただいております。

以上でございます。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第47号議案の審査を終わります。

続きまして、関連する第55号、第56号及び第57号議案を一括して審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第55号議案 本庁舎耐震・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第56号議案 本庁舎耐震・大規模改修（電気）工事請負契約の締結について 説明

◎第57号議案 本庁舎耐震・大規模改修（機械）工事請負契約の締結について 説明

○川崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから御質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。質疑もないようですので、第55号、第56号及び第57号議案の審査を終わ  
ります。

続きまして、第43号議案を審査いたします。

まず第43号議案の歳入及び地方債補正について、執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳入 全  
款、第4条（第4表） 説明

○川崎委員長

委員から質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、第43号議案の歳入及び地方債補正の審査を終わ  
ります。

続きまして、第43号議案の歳出を審査いたします。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳出 第  
2款関係分、第9款、第13款 説明

○川崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんの御質疑を受けたいと思います。

○川副委員

庁舎の増築事業の件ですけど、庁舎が建って、その後の使用関係についてはまた後ほど

検討されると思いますけど、中のほうには会議室等の執務スペースが不足しているということで、全体的に職員の方がふえているということでもありますけど、やはり、サービスが充実するというので、この効果のほうに入れられております。

そういった中で、市民の方が大勢庁舎のほうにやってくるんじゃないかなということで、あと執務スペースとか会議スペースもあるということで、いろんな市民関係の会議等も開かれるんじゃないかなと思いますけど、そういった場合に駐車場の問題が出てくるかなと思いますけど、駐車場対応についてはどのようなお考えなのか、お願いします。

○梅崎管財課長

駐車場につきましては、現有のまま南側の駐車場及び東側の駐車場ということで計画をしております。そのままです。

○川副委員

そしたら、やはり、きちんと建物は増築されて、その利用者数を見ながら、例えば駐車場のスペースが足りなかった場合は、その状況を見ながら対策を立てるということでいいですか。

○梅崎管財課長

今現在、先ほど申しました南側の駐車場と東側の駐車場において、繁忙期などにつきましては、その横にあります公園あたりを一時的に借用したりして対応しておりますので、今後もそのようにしたいと思っております。

○福井章司委員

ちょっと説明をもう少し詳しくお伺いしたいのは、NAS電池というのが他市で火災が発生したということで、その危険性があるために今回は72時間対応の自家発電機という話で、これは非常用と防災対応だということですが、もう少し詳しく、どのようなものなのかを御説明いただけますか。

○管財課参事兼庁舎管理係長

72時間対応というのはですね、大体72時間ぐらいになれば、燃料とか電力とかが復旧するとされる3日間を予定しています。

NAS電池についてはですね、大体満充電の状態で正常な運転をすれば、停電より20時間ぐらいそのまま使える状態だったんですが、電池ですので、使い切ってしまったらもうそれ以降は電源を確保できないということと、災害等によって、電力設備のほうで復旧までかなり時間がかかるということだったり、火力発電所についても、電力会社のほうについては、火力発電所の老衰化した発電機を無理して使っている状態なので、もしも大きな火力発電所が停電した場合には、それぞれ大規模な電力を使うところについては、電力に制限というのがかかってまいりますので、これについては、うちのほうとしては、600キロワットの発電機を72時間、つまり九州電力の電力を受けなくても3日は確実に電力を確保できるということを目標に予定しております。

○福井章司委員

よくわからない部分があるのが、どういったものなのかということをもう少し説明していただくのと、これはそういう火災とかなんとかというその危険性というのは——NAS電池も本来ならば入るときは、そういうことも勘案されて多分入れられたと思うんだけど、そういう使ってみて起こった事故もわかって、そういうことになったんで、今度はこうですよ。でも、こういう利点があるから、それでこういう形状で、こんなものなんですと、もうちょっとわかりやすく教えてくれないかな。

○管財課参事兼庁舎管理係長

通常、ビルとかにありますのは非常用ということで、電力会社が停電したときに初めて発電機を使うということになるんですが、今回予定しているのは常用発電機といいまして、九州電力の電力と並行運転できるような、常用発電機を予定しております。これは電力需給の状態が悪くて、「電力制限してくださいね」と言われたときには、九州電力プラサウチの自家発電機を回すことによって、ピークカットとしても利用するというふうなことを計画しております。

(発言する者あり)

済みません。燃料は重油を予定しております。地下のほうに地下タンクを用意しまして、地下に15キロリットルの燃料タンクを置きまして、動力としましてはディーゼル発電機を予定しております。

で、発電機的能力としては高圧の発電機で720kva、約600キロワットを予定しております。この600キロワットといいますのは、庁舎の電力を、空調を除けばすべての電力を供給できる規模となっております。

○福井章司委員

それは1台を入れるわけね。それで、空調以外はもう全部カバーできるというふうなことで、空調が必要となった場合はどうするんですか。

○管財課参事兼庁舎管理係長

空調につきましてはですね、夏場の14時とか15時時点の空調は、全館は無理だと思っておりますが、それ以外の部分については空調はできるというふうな規模でございます。

○福井章司委員

入れるメリットはこういうことですよ、ハードはこうなんですよということはきちっと説明してくれんとね、わからないということなんですよ。

それで、ほかに同様のものというのは、近隣でいうとどういふところに入れられておりますか。

○管財課参事兼庁舎管理係長

近隣についてはちょっと調べておりません。済みません。

○中本委員

この非常用防災発電機ですが、この6,700万円の予算とはどういう関係になるんですか。

○梅崎管財課長

設置費にかかるもんですから、結局、それを設置することで設計業務委託料が上がるといふようなことで、それが6,700万円の中に入っていると。それを設置するための業務委託料ということです。

○中本委員

そしたら、平成25年度のどの時期に設置されるのですか。

○梅崎管財課長

設置する時期につきましては、北庁舎ができ上がりましたときとほぼ同じ時期に完成するような予定になっております。それまで、東側のほうに非常用発電機をちょっと置いてありますけれども、あれが防災用という形でかわりに置いておるところです。

以上です。

○中本委員

先ほどのNAS電池は、継続してそれまで使うということなんですか。NAS電池は、今、たしか使ってますよね。

○梅崎管財課長

NAS電池の危険性でいろいろ問われておりますのは、NASを入れているケースがありますけれども、これが500度を超えるとケースが壊れてしまって、火災事故になるということだったんです。

今のところはケースが500度に満たない部分、安定水域の13%で今現在稼動しております。この13%につきましては、この建物が火災に遭ったときの非常用の照明とか消火栓とか、そういったものにつきましては、この13%で利用できるというふうに考えております。これは消防のほうにも確認をとりまして、そのようにいたしております。

以上です。

○松永幹哉委員

今の今まで省エネをうたってきたNAS電池を、今回増築とともにやめて、72時間対応の発電機に更新するということですよ。

○梅崎管財課長

そのとおりです。

○松永幹哉委員

ということは、NAS電池が20時間対応していた分を、600キロワットの発電機で今度は72時間の防災的な対応をするというふうな入れかえということですよ。

○梅崎管財課長

はい、そうです。ただ、新しい発電機を設置しました暁には、NAS電池は撤去する予定でございます。



○松永幹哉委員

すると、防災発電機のお話が出たんですけども、今度の増設に伴って防災発電機の容量については、変更があるんですか。

○梅崎管財課長

先ほど申しましたように、防災発電機のための燃料タンクは地下のほうに15キロリットルを置く予定で、これが72時間そのまま無給油で動かせる燃料の容量となっております。

以上です。

○松永幹哉委員

じゃなくてですよ、増築になるわけですから、それに対する防災的な機器の増設とか、ポンプの容量のアップとか、そういうことに対して、防災発電機は今のままで大丈夫なのかということですか。

○梅崎管財課長

今後の増築の部分も含めまして、検討した結果となっております。大丈夫ということになっていきます。

○川崎委員長

いいですか。ほかに。

○福井章司委員

さっき防災ラジオの整備事業で、資料4のほうの6ページ。右の下のほうですね。その他の参考となる事項のところ、デジタル防災無線の戸別受信機の防災ラジオですが、設置と無償貸与が3,000台。その下のほうの2,500台の分の有償配布の※1、※2ですね。これはそれぞれ金額は最終的には3割程度となっておりますけど、あるいはその下のほうは整備に要した費用相当額ということですが、具体的な金額と、大体2500台のうちでどれぐらいの配分になるか、ちょっと教えていただけますか。

○園田消防防災課長

今、製作中のごさいまして、具体的な金額というより、おおよそということで申し上げます。1台当たり、大体今のところ1万1,000円程度とっております。

それより安くなるということでは考えておりますけれども、今積算で、定価としましては1万3,500円ということではきておりましたので、その分を交渉してお願いしているところでございます。

ですから、その3割程度ということですので、3,300円ということになるのですが、しっかりした金額、3,000円程度になるのかなということ、今のところ打ち合わせをしているところでございます。

それぞれの台数でございますけれども……。

○消防防災課参事兼防災係長

それぞれの台数なんですけど、このグループの有償配布の※1と書いているものについて

は、約2,000台。そして、有償配布の※2、これについては約500台を今想定しております。  
以上です。

○川崎委員長

いいですか。ほかに。

○川副委員

この防災ラジオの耐用年数はどのくらいですか。

○消防防災課参事兼防災係長

大蔵省令で定められておりますが、一般備品となりますので、約5年から6年が大蔵省令の数字だとは思っております。しかし、実用的に使うのであれば、10年ぐらいは各家庭でもお使いになれるのかなというふうに考えております。

○川副委員

耐用年数は使い方次第と思いますけど、例えば今回の事業でですね、無償貸与の方については3,000台ですけど、更新のことも考えているのかお聞きいたします。

○園田消防防災課長

更新といいますか、今の耐用年数でそこに書いてある1番上のところ、学校、保育所、幼稚園、福祉施設、そういった施設につきましては、寿命が来たら当然交換する必要があると思います。

それと、自治会長、民生委員等につきましては、交代時期にはそれまで引き継いでいただくということで考えておりますし、それぞれが耐用年数来ましたら、それもちよっと交換させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○川副委員

もう1つ、有償配布の※1のほうですけど——※2でも結構ですけど、この有償の方については、当然市のほうから希望をとられるわけですけど、こういった感じにとられるのかお聞きいたします。

○消防防災課参事兼防災係長

有償配布の※1につきましては、これは福祉サイドとのやはり連携が必要となっておりますので、福祉総務課のほうとこれは話をしながら事務を進めていきたいと思っております。

※2につきましては——※1、※2についてもそうなのですが、一応委託販売を考えております。これはエフエム佐賀、えびすFM、この2社で委託販売という形態で、市民の皆様方に供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○重松副委員長

ちょっと関連ですけど、大事な点ですけども、例えば、エフエム佐賀とえびすFMに、

災害の伝達ですね、例えば、雨量とか土砂災害の危険情報あたりを、これは一応市役所になっていますけれども、これは支所がやるんですか、それとも、河川管理事務所とか、そういったところの連携、情報の伝達、そこら辺どうなっていますか。

○消防防災課参事兼防災係長

災害時における情報については、河川管理事務所でありますとか、土木事務所でありますとか、それからこの佐賀市役所も含めて、情報の共有は既に図っております。

この防災ラジオを使って避難準備情報、避難勧告、避難指示等を行うわけでございますが、その発令に関しましては、この本庁の防災室のほうから連絡をとることとしております。

以上です。

○松永幹哉委員

ということは、今の質問に関連なんですけれども、防災の今のデジタル無線システムと連動して、同じ内容を発信するということですか。

○消防防災課参事兼防災係長

当然連動ということを考えてはおります。ですが、これはマスコミ各社とどのような方法が一番いいのかとかというような打ち合わせが必要となりますので、そういった部分はこれから打ち合わせさせていただきたいと考えています。

○松永幹哉委員

それともう1点が、資料に地域ごとに細分化した起動設定が可能とあるんですけれども、これを少し詳しく、済みません。

○消防防災課参事兼防災係長

昨年度ですね、九州北部豪雨でもそうだったんですが、避難勧告、避難指示を出したときに、余りに広範囲に出していましたものですから、避難率が低くなったと。その後、アンケートをとりましたところ、自治会とも話しまして、単位自治会ごとに避難勧告、避難指示を出してくれということになりました。

さらに、避難準備情報でありますとかは、災害時要援護者と呼ばれる方々が早期に避難するために出す情報でございますので、その地区の災害時要援護者とかというようなことで、相手をねらって出すことができます。

通常の防災ラジオにつきましては、この機能は約20から30が限界でございますが、私たちは新たにつくりますものですから、佐賀市内で大体1,000以上の区分ができるものと考えております。

○松永幹哉委員

ということは、電源を入れる、そういう信号を設定するということですか。

○消防防災課参事兼防災係長

そのとおりです。

○中本委員

関連ですけど、この防災ラジオで、基本的には委託で有償配布も含めてやられるということだったと思うんですけども、その場合に、この有償配布の※1の方々に対する個人情報扱いといったものは、どういうふうな形をとられるのでしょうか。

○消防防災課参事兼防災係長

実はですね、ただいま、災害対策基本法が国会のほうに上程されておまして、通っているんですが、本年度から、災害時要援護者に関する台帳の管理の仕方が、非常に重要視されております。これは自主防災組織を含めて災害時要援護者台帳を管理して、災害時にはその方たちをフォローしてくれという趣旨でございますが、そういったことも含めて、この防災ラジオはそことの連携も含めて考えておりますので、個人情報保護的にもその法律に沿った形での運用を考えています。

以上です。

○中本委員

具体的に、例えば生活保護世帯の方がこの防災ラジオを欲しいということで、その委託業者に申し込みをしたときに、その保護世帯であることを申請した上で購入になるのか、それとも例えば通常に購入した後に市に申請して、負担金が戻ってくるようになるのか、そういう具体的なところをちょっと聞きたい。

○消防防災課参事兼防災係長

福祉の窓口のほうにまずおいでいただきまして、そこで3,000円での引きかえ券、100%であったら、1万円なら1万円での引きかえ券というのをこちらのほうが交付すると。それを持ってえびすFM、それかエフエム佐賀のほうに行かれまして、先ほどの話ではございませんが、地区別のコード設定であるとか、対象者ごとのコード設定を行って、本人にお渡しするという形を考えております。

○嘉村委員

勉強会のときにね、多分いろいろ質疑も出たと思いますけれども、この機種以外には電波は反応しないんですよね。ほかのラジオ。

○消防防災課参事兼防災係長

防災ラジオはですね、今、一般的に広まっているものは、結構誤作動というのも考えられております。ですから、その誤作動に関しましても、今回の作り込むやつにつきましては、極力ないような形での工夫はさせていただいております。

○嘉村委員

ちょっとわかりにくかったんですが、極力ないような形、周波数が違うということですか。

○消防防災課参事兼防災係長

周波数というよりも、受け取る電波の種類が違うということで、電話を使ったときにピ

ッポッパツという発信音がございますが、ああいう発信音をうまく組み合わせることで、誤作動を起こさないような形を考えています。

○嘉村委員

もう1つ。有償配布の※2、500台程度考えているということでしたけれども、希望者がどんどんあれば、これは委託しているエフエム佐賀とか、そういうところで購入することはできるんですか。500台をオーバーした場合。

○消防防災課参事兼防災係長

有償配布の※1も※2もそうなんですけど、2,500台用意しましたが、その後どんどんどんふえてくるということになると、新たにつくっていただきまして、それを委託販売をかけるという形になるかと思います。

○川崎委員長

いいですか。ほかに。

○松永幹哉委員

済みません、先ほどの庁舎増築の中のNAS電池の件をもう1点だけ済みません。

先ほど、定格出力が13%以上になったときに500度の温度を超えるという話だったんですけども、これについてはメーカーの補償とか——それで火災が発生する可能性があるということだったんですけども、その補償とか、メーカーに対して回収しなさいというような、そういう契約ではないんですか。

○梅崎管財課長

先ほど言いました13%ということにつきましては、メーカーのほうとそれから契約相手方である九電さんを含めた形で安全であるということ、それから、もともと日本ガイシがつくっているNAS電池なんですけれども、ここの部分の可否検討というところを受けてやっております。

現在13%で、NAS電池はまだ火災が発生したときの建物の保護ということで、増築までは利用する予定でおりますけれども、それにつきましても、NAS電池の保守点検料という形を組まさせていただいておりますので、安全水域の分については……。

(発言する者あり)

保証関係につきましては、九電さんとNAS電池の分について保守点検の契約をしているところです。

○松永幹哉委員

ですから、当初の500度を超えとか、そういう火災の発生は考えられなかったわけですよ。でも、そういう危険性があるということで、九電のほうに契約時になかった問題が発生しているわけですから、それについて補償とか、そういう問題の提起、そういうのはされたんですかということ。

○梅崎管財課長

NAS電池を導入したときには、NAS電池室というものをつくりまして、そういったための費用がかかっております。これにつきましては、当初15年間の契約でリース契約をしておりましたけれども、それが半ばで終わったということで、一応補償料という形で九電とも話をしております。約400万円ほどの補償が入ってくる予定となっております。

○松永幹哉委員

ということは、その残りの期間に対して九電が補償をするということですね。

○梅崎管財課長

はい、そのとおりです。

○福井章司委員

そうした場ですよ、今度の分の72時間対応というものについては、これはメーカーはどこなんですかね。

○梅崎管財課長

メーカーについては、これからの話になります。ただ、72時間で対応できる発電機を選んでいくということです。

○福井章司委員

契約自体は九電とするという、その辺もわからないわけね。

○梅崎管財課長

それは今後の設計の中で入ってきまして、最終的な工事の契約の中でメーカーを指定していくことになります。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに質疑もないようですので、第43号議案の歳出の審査を終わります。

続きまして、追加補正予算である第63号議案を審査いたします。説明をどうぞ。

◎第63号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）歳入 全款、歳出 第13款 説明

○川崎委員長

説明が終わりました。委員の皆さん方の御質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。質問ないようですので、以上で総務部に関する議案の審査を終了いたします。

続いて、繰り越し等の報告をお願いしたいと思います。

◎報告 説明

○川崎委員長

繰り越し等の報告を受けましたけれども、これに対して何かありましようか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑がないので、総務部の職員は退席されて結構です。

どうでしょうか。委員の皆さん、10分ばかり休憩しましょうか。そしたら再開は、ちょうど11時40分でいいでしょうか。10分間、休憩いたします。

◎午前11時27分～午前11時41分 休憩

○川崎委員長

再開いたします。

それでは、初めに人事異動に伴う市民生活部職員の紹介をお願いしたいと思います。

◎職員紹介

○川崎委員長

審査に関係のない職員は退出していただいて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○川崎委員長

それでは、市民生活部に関する議案の審査に入ります。

まず、第59号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第59号議案 専決処分について（佐賀市市税条例の一部を改正する条例） 説明

○川崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆様方の質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、第59号議案の審査を終わりたいと思います。

続きまして第43号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳出 第2款関係分 説明

○川崎委員長

ただいまの説明について、委員の皆さんから御質疑を受けたいと思います。

○西岡委員

ちょっと部長にお尋ねですが、今説明いただきました個人住民税のシステム、この導入に当たってはですよ、職員の削減というものは、これを導入することによってその辺の部分はどういうふうになってくるか、少し削減の部分が出てくるのかなというふうに想定するんですが、その辺のこと、どがん思うですか。

○西川市民生活部長

現時点ではあくまでも住民サービスの向上、煩雑さの緩和ということで、現時点では期待はできないかなと思っています。今後徐々に伸びていって、国税もあわせて見ていく中

で検討することになるかと思えます。

○川崎委員長

ほかに。

○松永幹哉委員

その開発されたシステムなんですけども、これはメールでそのままデータを申告するというふうなシステムではないんですか。

○山口市民税課長

あくまでも、PDFファイルという紙ベースでのものですので、メールで送るといっても、紙を送るのと同じような形になります。基本的には郵送申告ということで受付はできますが、データのやりとりの対応というのはまだこのシステム上ではやっておりません。

○松永幹哉委員

えっとですね、ここまでそのシステムを使うのであれば、最後にPDFでデータができるわけですから、それを一括して管理するところさえできれば、これは簡単にできるんじゃないかなと思うんですけど、その辺検討は今後されるんですか。

○山口市民税課長

業者のほうにもちょっと問い合わせはしてみたいと思いますが、この申告書だけじゃなくて、必要な資料等も一緒に同封して送っていただくというのが原則ですので、ちょっとなかなか、そこまでできるかどうかというのはちょっと確認させていただきたいと思えます。

○西川市民生活部長

一番大きなものはセキュリティーの問題で、インターネット通信をいたします。専用回線ではございませんので、今のようなデータ通信にすると、介在された場合に非常に危険性がございます。現時点ではそういうことで政令指定都市関係も——当然データでやりとりしたほうが便利だということではございませぬけども、そこも考えた上で今の状態ではございませぬ。

○福井章司委員

何というかシステムとしてはですね、いいとこまでいきながら、土壇場では最後は郵送しなさいよという、その手間暇もちょっとかかる部分もあるんで、本当にこれに対応できる市民といいますか、利用状況の予測というのは、市としてどのようにされているのかなということなんです。大体の見込みというか、その辺の考え方、特に先進の名古屋とか横浜、仙台等ではされていますけど、そういうところの利用実績を含めて、市としての予測というのはどうされていますか。

○山口市民税課長

実際に導入している都市の実績をもとに、佐賀市に置きかえた場合ということで見込みを試算しておりますが、実際にここのシステムに入って試算までの状況というのが大



体1,900件ぐらいを見込んでおります。今、市申告自体が1万5,000件ぐらいありますので、1割以上。実際の申告書作成で提出されるという事例が、試算をした結果、佐賀市のほうで初年度400件弱程度というふうに見込んでおりますが、これはあくまでも初年度の数字ですので、次年度以降もPRをしっかりと、利用者は多分1回使うと便利ということがおわかりになると思いますので、利用率もどんどん伸びていくということを考えております。

○福井章司委員

せっかく入れてやっていく。初期導入30万円ということで、利用料金もこういうことなんですけど、入れる以上は効果を上げないといけないし、400件というのが多いか少ないかちょっとわかりませんが、やっぱりその辺はきちんとPRをしてもらいたいということね。その辺はどうされますか。

○山口市民税課長

実際に今後使える時期までに、市報、ホームページ、その他報道関係への投げ込み等も含めて、なるべく市民の目に触れて使ってみようかなという気になってもらえるような広報の仕方を考えて実践していきたいと思っております。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。ほかに質疑もないようですので、以上で市民生活部に関する議案の審査を終了いたします。

続いて、繰り越し等の報告をお願いしたいと思います。

◎報告 説明

○川崎委員長

繰り越し等の報告を受けましたけれども、皆さん方の質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいですね。それでは質疑もないようですので、市民生活部の職員は退室していただいて結構でございます。

◎市民生活部職員退室

○川崎委員長

委員の皆さんに語りたいと思いますが、あと企画調整部がありますけれども、どうしましょうか。休憩しますか。まあまあ結構時間のかかるごたっけんですね。

そしたら、ここで休憩して、午後1時5分から再開いたします。

◎午後0時03分～午後1時06分 休憩

○川崎委員長 再開いたします。

それでは、初めに人事異動に伴う企画調整部職員の紹介をお願いしたいと思います。

◎職員紹介

○川崎委員長

審査に関係ない職員は退室していただいて結構でございます。いいでしょうか。

◎関係職員以外退室

○川崎委員長

それでは、企画調整部に関する議案の審査に入ります。

まず第50号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第50号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について 説明

○川崎委員長

ただいまの説明に対して委員の皆様からの御質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑もないようですので、第50号議案の審査を終わります。

続きまして、第51号議案を審査いたします。説明をどうぞ。

◎第51号議案 特例市の指定に係る申出について 説明

○川崎委員長

説明が終わりました。委員の皆さん方の御質疑を受けたいと思います。

○中本委員

この特例市の意向につきましては、ことしの1月の市の名刺交換会のときに、市長がたしかその意向を示されたというような印象を持っているんですけども、それまでの経緯からすると、ちょっと唐突といいますか、流れの中で上げるよというような、ポッと上がってきたような印象を持つんですよ。それで、前回の全協の前後に40市ですかね、特例市、一覧表で見させていただきましたが、特に平成17年以降、特例市となられたところは、ほとんど合併ですよ。合併という要因で人口20万を超えるというところで、そこで合併後一、二年で特例市に移行されていると。

そうした中で、佐賀市がなぜ今、特例市を目指すのかということについて、いま一つぴんときかないという部分がありますので、今なぜこの特例市を目指すのかということについて、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○真崎行政管理課長

今、中本委員おっしゃいますように、1次合併で20万人以上ということで要件を満たしておりました。その時点でも移行を検討しております。その検討結果といたしましては、当面、必要な権限はいわゆる県の特例条例で移譲していたと。それから、当時は交付税の抜本的な見直しが検討中ということでありまして、いわゆる課題としておりました財源措置が不透明であったと。それから第2次合併に向けて、まずは力を注ぐ必要があったというふうなことから、ちょっと移行を見送ったという経緯がございます。

その後、いわゆるおおむね合併後の市勢が安定軌道に乗ってきたというふうなことから、最近特に分権一括法の進捗状況を踏まえて改めて検討したところであります。その検討結果といたしまして、一層のサービス向上が図られると、住民サービスの向上が図られると、それから過度な財政負担にはならないと。それから、県庁所在都市としての全国の指定状況等々を踏まえて、総合的に判断したところ、佐賀市としてもより一層の自己決定、自己責任ということで市民サービスの向上を目指していくということから、新たな一步を踏み出す時期に来ているというふうなことで特例市移行ということを判断したところでございます。

○中本委員

合併後、7年、8年経過する中で、さらなる市民サービスの向上のためにいわゆる権限移譲を受けたいというふうなところかなと思うんですけども、具体的にこの14法令、408項目と言われましたかね、権限移譲を受けられるのが。特に、この中で環境保全行政、都市計画等に関する事務、計量法に基づく事務とありますけれども、この中で特に佐賀市にとって喫緊の課題というふうな認識があるものというものはあるんですか。

○真崎行政管理課長

この3分野の部分につきまして、特にこれがというふうな喫緊の課題ということは、具体的な個別の事案ということではちょっと考えられるところではないんですけども、やはり、直接市が立入検査等を行って、いろんな苦情に対して総合的に解決できるとか——環境分野ですけども、あるいは都市計画分野につきましては、開発審査会を設置して、それで効率的に審査対応をしていくということで、事務処理時間の短縮、ひいては市民サービスの向上につながる。あるいは計量法につきましても、市民の安定した生活向上につながるというふうなことで、やはり何といても、より一層の市民サービスの向上が見込めるというふうなことで特例市に移行して、こういう分野の権限を持つことによって、個別の事案が今後出てくるであろうということを想定しておりますので、その分野、分野について、あるいは事案、事案について、総合的に対応していくというふうなことで一步前進ということで進めていきたいというふうに考えております。

○中本委員

合併後ですね、例えば環境保全行政であったり、都市計画であったり、こういうような不都合があったんだと。だから、こういうふうにやっぱり権限移譲を受けなきゃいけない、そのために特例市になるんだというんだったら、まだわかりやすいんだけども、そういうのは別に不都合を感じていない中で、総合的な判断の中で市民サービスの向上のためにやるというのは、ちょっとわかりづらいかなと。

現実問題として、いわゆる合併後の市政運営の中で、今回権限移譲を受ける部分についての具体的な不都合といったところはなかったということによろしいんですかね。

○真崎行政管理課長

特に住民の方から、いろんな、何と申しますか、クレームだとか、そういったことが出されたということは聞き及んでおりません。

○中本委員

この企画調整部3の2ページ目ですね。事務費の増ということで968万6,000円ですか、計上されておりますけど、この内訳を示していただければ。

○真崎行政管理課長

これは先進事例の松江市をですね、ちょっと参考にして試算をしております。

内訳といたしまして、環境分野で、こちらのほうは水質調査の委託費用、それから検査費の委託費用等々で約600万円。それから、都市計画分野につきまして、開発審査会の運営経費、委員報酬とかあるいはその研修旅費等で約70万円。それから計量分野につきましては、臨時職員の賃金あるいは社会保険料、それから嘱託職員の賃金、そういったもの等々で300万円。トータルで約970万円ということで、ちょっと丸めまして1,000万円というふうなことで試算をしているところであります。

○中本委員

ちょっと私たち、会派のほうで5月に熊谷市というところに行きまして、特例市移行についていろいろ聞いてきたので、大体向こうから聞いたのと同じかなと。水質汚濁の委託が600万円ぐらい計上されていまして、開発審査会の報酬が100万円ぐらい、あと計量関係が、ここは委託のほうでやられるということで、まずこの予算がちょっと計上されてたんで、大体同じような感じなのかなというふうに思うんですけども、この中で、私のほうで、特に開発審査会についてちょっとお聞きしたいんですけど、開発審査会、県で今まで開催はされているんですけども、年に何回ぐらい開催をされていたんでしょうか。

○真崎行政管理課長

月1回でございます。

○中本委員

そしたら、これ佐賀市からここに上がってくる件数というのは、例えば、前年実績で何件上がったとかいうのは把握されているんですか。

○真崎行政管理課長

ちょっと現在把握できておりませんので、すぐ調べてお答えいたします。

○中本委員

私も今回の、いわゆる県から移譲される権限の中で、この開発審査の位置づけというのは、やっぱり非常に大きいなというふうに思いますので、その中のやっぱり実態に応じた判断であるとか、あとはスピーディーな開催ということをやられているわけですから、むしろ県はこういうペースでやっているのを、佐賀市になったらこういう対応ができるということについて、もう少し今の実態からこういうふうに変わるということは、きちっと押さえた上でですね、説明はしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○川崎委員長

ほかに。

○福井章司委員

ちょっと中本委員の質問とかぶるかもしれませんが、やっぱり今回の特例市に手を挙げるについての動機といいますかね、その辺がちょっといまちはっきりしないなという点を感じられると。この移譲の事務の内容からすると、やはり特に都市計画の開発審査云々等に基づく部分というのは、やっぱりその分で市民に対する利便性の高さから考えると、これもぜひやっていったほうがいいだろうと。こういうような取り組み方に関する、市民の利便性ということに関する前向きな思いというのが強くあって、こういうことがあるからこそ、今回はこういう面での特例市に手を挙げようという、こういうふうなことならわかるんだけど、特段それが余り感じないという点があるんですけど、結果としてはこういうことになりますというふうにして、後追いでなっているような感じがするんだけど、その辺はどうなんですかね。

○石井企画調整部長

確かに住民からこういったサービス、また権限について、ぜひ佐賀市に移譲してもらいたいという要望、また問題があって、今回特例市にという形にはなっておりません。しかしながら、地方分権が進む中で、一般的に地方自治と言われるのは、住民自治と団体自治との2つから成るわけでございます。その住民自治の拡充といった点では、同じ今議会で自治基本条例を上げさせていただきまして、住民主体のまちづくり、こういった理念のもとにまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

また、一方、団体自治につきまして、行政の自己責任、自己決定の中で、市が主体として、佐賀市らしいまちづくりを進めていく、また本当に必要な権限を国のほうから、また県から移譲しながらまちづくりをしていく、そういう姿勢としても、やっぱり特例市に上がって、そして同じ20万都市以上の規模の自治体が共有する悩みというものもございまして、そういうものも共有しながら、また今後、佐賀市の地方自治として必要なことについては、そういう団体と一緒に県に要望していく。そういうことから平成26年4月1日に向けて、来年度4月に向けて、自治基本条例、あるいは特例市を目指していきたいというふうに考えたところでございます。

以上です。

○福井章司委員

では今度、人員の配置の見込みとしては1名から3名というふうなことです。当然何人になるかというのは、まだはっきりはしないとしても、今後担当課になる方たちの研修ないしそういうものというのは大変必要になってくると思うんですけど、その辺はどんなふうに、予定というか、考えられていますか。

○真崎行政管理課長

現在、例えば、環境分野につきましては、環境省が主催をする研修ですとか、あるいは外郭団体が主催をする研修に所管課の担当職員を派遣するようしております。そういったところでスキルアップをしていきたいというふうに考えております。

○福井章司委員

それはその都度その都度やっていくんですか。

○真崎行政管理課長

事前準備ということですね、今年度中に全部に研修を受けさせたいと思っております。

○福井章司委員

それは何人ぐらいを考えておられるんですか。

○真崎行政管理課長

環境課において2名、それから計量法は市民活動推進課になりますけど、こちらのほうは1名です。

○福井章司委員

都市計画関係は特になしということね。

○真崎行政管理課長

都市計画につきましては、研修ではなく、先進地視察ということで、業務内容について調査をさせたいというふうに考えております。

○福井章司委員

それで足りるんですかね。本当にやっぱりその辺のこと、開発審査とかいろんなことについて、先進地視察だけで足りるんですか。

○真崎行政管理課長

原課と協議をして、原課のほうで先進地視察で対応できるというふうなことでしたので、我々としてもそういう対応で考えております。

あと、いろんな法規関係の分については、当然ながら勉強をするということで対応できるというものであります。

○中本委員

まあ増員なのか、あと、職員の資質向上のための研修とありますけども、先ほど紹介した熊谷市の場合はですね、やっぱり県とのいろんな連携の中で、特に土壤汚染関係については、やっぱりスペシャリストといいますかね、いわゆる県から1年間派遣を受けるようなこともやっぱりやっているみたいなんですよ。そういうような連携のあり方とか、そういうこともあり得るんでしょうか。

○真崎行政管理課長

県から派遣ということは現時点ではちょっと考えておりませんが、例えばいろんな立入検査を行う場合に、県の職員と一緒に現場に入っていくといったことで、いわゆる

○J Tと申しましょうか、そういったことで、やり方等含めたそのノウハウを、そういったことから引き継いでいるという状況でございます。

○重松副委員長

今部長のほうから、権限や事務を国ないし県から移譲してもらおうと言われましたけども、私が聞いたところでは、県が市へ権限を移譲するみたいな形で聞いたんですけども、そこら辺はどうですか。国と県のかかわり合いは。

○石井企画調整部長

現実的には、県の権限が市のほうに移譲されることになります。ただ、今後、こういった形で——今、委員も御承知のとおり、中核市と特例市のあり方についてもいろいろ検討されまして、そういう中で今後どうなっていくかわかりません。大きな意味で権限と申し上げましたけども、現時点では県の権限が市にoirるということでございます。

○重松副委員長

例えばですよ、住宅リフォームは終わりましたけども、太陽光発電システム、ああいうのは、国、県、市で補助金を出しよるじゃないですか。そういった2重、3重の行政の部分ですね。そういったのは、あくまでもまだ国や県に権限があると思うんですけども、そこら辺はどうなるんですか、移譲の問題で。ここには、そういった移譲事務の内容は書いてないんですけども、そういった補助金が2重、3重行政にかかっている部分ですね。

○石井企画調整部長

現時点で権限移譲される分については、きょう資料でお渡しして説明した分でございます。

今後こういった法令に基づいた権限が、県からの事務が移譲されるかというのは、今後の議論になることですし、先ほど言われました太陽光発電に対して、国あるいは県、市、これはそれぞれの政策でやっている分もあります。この辺を今回の特例市の中で整理されるかどうかということは、現時点で私どもはわかりません。

○川崎委員長

いいですか。先ほどの中本委員の質問に対する答弁をお願いします。

○真崎行政管理課長

先ほど中本委員からお尋ねがありました、平成23年度の県の開発審査会の件数ですけれども、9件でございます。佐賀市分が9件ということでございます。

○中本委員

開発審査会そのものが、今現在、県で月1回ペースで開催されて、佐賀市分が9件ということですので、これを——僕は2カ月に1回ぐらいかなと思っていましたけど、月1回開催されているということで、余りメリットといたしますか、必要性に応じて緊急にできるというような表現がありますけど、そこまでないのかなという感じがしたんですけども。

それと、このいわゆるメリットですね、市に対するメリットの中で、いわゆる個別案件

に対して、県の基準を参考としながらも、市で設置する開発審査会に主体的な判断基準を用いることだという表現。だから今までの県で判断した部分と、これは佐賀市が独自でやることによって、その判断が変わるといいますかね、以前より柔軟に対応できる可能性があるということ考えてよろしいんですかね。

○真崎行政管理課長

今おっしゃったとおりでございまして、付議基準は市で定めることができます。ただあくまでも、国、県の基準を参考にしながらということになります。

○川崎委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、第51号議案の審査を終わります。

続きまして、第43号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第43号議案 平成25年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表）歳出 第2款関係分 説明

○川崎委員長

それでは、説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○西岡委員

ちょっとお尋ねですが、企画調整部4番の資料をいただいたものですから、この説明がなかったなとまず思っております。これに基づいて質問よかですか。

この平成24年度東与賀校区についてのお尋ねですが、この委員会は夢プラン策定含め設立、平成25年6月予定と書いてありますが、ちょっと川上、北川副から見たら、少しおくれぞみかなと思っております。

また、コミュニティ室、市の職員4名おられます。地域のために本当にありがたく御指導いただいている。この部分について、6月も20日、約3分の2過ぎた状況の中で、どういう進捗なのか、ここを教えてください。

○総合政策課地域コミュニティ室長

東与賀に関しましては、6月30日に設立総会を今開催される予定になっております。この前の資料4という部分が前回追加配付をさせていただいた分になるかと思っておりますけれども、そのときからまた役員会、それから準備委員会、それと今度役員になられる候補者の方が打ち合わせをして、最終的に事業計画、予算案をつくられて、繰り返しになりますが、6月30日に設立総会が開かれる予定になっております。

以上です。

○西岡委員

済みません。どうも室長から答弁をいただきました。



そしたら、名称等も含めてその辺までに進んでいくんだというふうに認識しとってよかね。

○総合政策課地域コミュニティ室長

そのとおりです。

(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で企画調整部に関する議案の審議を終了いたしたいと思います。

続いて、繰り越し等の報告をお願いしたいと思います。

◎報告 説明

○川崎委員長

それでは、委員から質疑があれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、企画調整部の職員は、退室をお願いしたいと思います。

○石井企画調整部長

ちょっと御相談でございます。先ほどの審議の中で、1つ数字を間違ってお答えしている分がありますので、その分を訂正させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○川崎委員長

今、部長からの発言に誤りがあったということですが、訂正の部分、どうぞ。

○真崎行政管理課長

はい、先ほど特例市への移行の中で、中本委員より御質問がございました、平成23年度分の佐賀県の開発審査会のうち、佐賀市分ということで、私、件数9件ということで答弁を申し上げましたけれども、審査会の会議の開催が9回ということで、おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

○川崎委員長

はい、中本委員。

○中本委員

案件は。

○真崎行政管理課長

案件は14件でございます。

○中本委員

ということは、その9件の中で、毎月開催という話がありましたけど、毎月じゃなくて、それは定期的に開催されているという意味ですか。

○真崎行政管理課長

案件があったときということで、具体的に申しますと、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、それから1月と3月という内訳になっております。

○中本委員

ということは、いわゆる締め日があって、例えば20日までに上がったものについては、翌月の審査会でやるとか、そういうような仕組みになってくるということですか。

○真崎行政管理課長

運用上は、そういうふうな進め方になるかと思います。

○川崎委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、企画調整部の職員は、退室をお願いしたいと思います。

◎執行部退室

○川崎委員長

本日の審査に関して、現地視察の御希望はございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で本日の総務委員会を終了いたします。